

居宅介護支援事業所における管理者要件について

(令和 6 年度介護保険指定事業者講習会資料より再掲)

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 113 号）が、令和 2 年 6 月 5 日に公布されました。改正概要等は以下のとおりです。

1 改正概要

(1) 管理者要件における例外規定の追加

令和 3 年 4 月 1 日以降、居宅介護支援事業所管理者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることとする（以下「管理者要件」という。）とされておりましたが、令和 3 年 4 月 1 日以降、不測の事態（※）により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまう場合であって、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画を記した書面を本市へ届け出た場合は、介護支援専門員を管理者とする取扱いが可能となります。（猶予期間は変更日から 1 年間）

※不測の事態とは

管理者本人の長期療養など健康上の問題の発生、あるいは急な退職や転居等のこと

(2) 管理者要件適用の猶予期間の延長

令和 3 年 3 月 31 時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者要件の適用を令和 9 年 3 月 31 日まで猶予されます。

2 改正にともなう事務取扱の変更等について

(1) 指定申請

指定年月日が令和 3 年 4 月 1 日以降、管理者要件を満たしていない指定申請は受理できません。

(2) 変更届

変更年月日が令和 3 年 4 月 1 日以降である管理者に関する変更届であって、管理者要件を満たしていない場合は、「管理者確保のための計画書（参考様式 65）」を必ず添付してください。

介護給付における年金収入基準額等の変更について

特定入所者介護(予防)サービス費(補足給付)、認知症高齢者グループホーム居住費助成、高額介護サービス費について、令和7年8月より、老齢基礎年金の支給額の見直しにより所得要件における年金収入基準額が、80万円から80万9千円に引き上げられています。

また、特定入所者介護(予防)サービス費(補足給付)について、令和7年8月より、介護老人保健施設・介護医療院の多床室において室料負担が発生する場合の基準費用額が日額697円へ変更されています。

(1) 特定入所者介護(予防)サービス費(補足給付) (令和7年8月～)

利用者負担段階		預貯金額等 (※1) 要件 (夫婦の場合)	居住費(円)				食費(円)	
			ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	短期 入所	施設
第1段階	生活保護等受給者	要件なし						
	世帯全員が市町 村民税非課税の 老齢福祉年金受 給者	1,000万円以下 (2,000万円以下)	880	550	550 (380)	0	300	300
第2段階	世帯全員が市町 村民税非課税か つ本人年金収入 等(※2)が年間 80万9千円以下	650万円以下 (1,650万円以下)	880	550	550 (480)	430	600	390
第3段階①	世帯全員が市町 村民税非課税か つ本人年金収入 等(※2)が年間 80万9千円超 120万円以下	550万円以下 (1,550万円以下)	1,370	1,370	1370 (880)	430	1,000	650
第3段階②	世帯全員が市町 村民税非課税か つ本人年金収入 等(※2)が年間 120万円超	500万円以下 (1,500万円以下)	1,370	1,370	1,370 (880)	430	1,300	1,360
基準費用額			2,066	1,728	1,728 (1,231)	437 697 (※3) (915)	1,445	

(※1) 第2号被保険者の預貯金額等の要件は、利用者負担段階にかかわらず1,000万円以下(夫婦の場合は2,000万円以下)です。

(※2) 合計所得金額(年金収入に係る所得部分を除く)と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計を指します。なお、合計所得金額とは前年の1月から12月までの1年間の総所得金額(事業所得、給与所得、雑所得など)、土地・建物等の譲渡所得金額(特別控除後)、上場株式等の配当所得金額、株式等の譲渡所得金額などの合計額(損失の繰越控除前)を

います。また、平成 30 年度税制改正に伴う給与所得控除、公的年金等控除の引き下げによる影響を考慮し、引き下げがなかったものと同額に調整して計算します。

また、令和 7 年 8 月以降、老齢基礎年金の支給額の見直しにより所得要件における年金収入等の基準額が、80 万円から 80 万 9 千円に引き上げられています。

(※3) 令和 7 年 8 月以降、介護老人保健施設・介護医療院の多床室において室料負担が発生する場合の基準費用額が日額 697 円へ変更されています。

※ 第 1 段階～第 3 段階②以外の方（市町村民税課税世帯の方）は基準費用額によらず、施設との契約金額をお支払いいただくことになります。

※（ ）内の金額は、介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

（２）認知症高齢者グループホーム居住費助成（令和 7 年 8 月～）

認知症高齢者グループホームを利用している名古屋市の介護保険被保険者で、
預貯金等が一定額(※1)以下であり、以下の要件に該当する方が対象です。(※2)

所得要件	助成額
市町村民税非課税世帯(※3)で、本人の前年の年金収入（遺族年金・障害年金等の非課税年金を含む）と合計所得金額(※4)の合計が 80 万 9 千円（※5）以下の方	20,000 円／月（上限）
市町村民税非課税世帯(※3)で、本人の前年の年金収入（遺族年金・障害年金等の非課税年金を含む）と合計所得金額(※4)の合計が 80 万 9 千円（※5）を超える方	10,000 円／月（上限）

(※1) 単身で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円です。

(※2) 生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者は除きます。

(※3) 別世帯に配偶者がいる場合は、その配偶者も判定に含みます。

(※4) 合計所得金額とは前年の 1 月から 12 月までの 1 年間の総所得金額（事業所得、給与所得、雑所得など）、土地・建物等の譲渡所得金額、上場株式等の配当所得金額、株式等の譲渡所得金額の合計額（損失の繰越控除前）をいいます。なお、ここでは年金収入に係る所得及び土地・建物等の譲渡所得金額に係る特別控除額を差し引いた金額となります。また、平成 30 年度税制改正に伴う給与所得控除、公的年金控除の引き下げによる影響を考慮し、引き下げなかった場合と同額に調整して計算します。

(※5) 令和 7 年 8 月以降、老齢基礎年金の支給額の見直しにより所得要件における年金収入等の基準額が、80 万円から 80 万 9 千円に引き上げられています。

(3) 高額介護サービス費 (令和7年8月～)

所得区分		世帯の上限額		
		～H29.7	H29.8 ～R3.7	R3.8～
(1) 同一世帯に課税所得 145万円以上の65歳以上の方がいて、世帯内の65歳以上の方の収入合計が単身で383万円以上、2人以上で520万円以上の場合	課税所得 690万円以上	44,400円	44,400円	140,100円
	課税所得 380万円以上690万円未満			93,000円
	課税所得 380万円未満			44,400円
(2) ①市町村民税課税者がいる世帯で、(1)の所得区分の要件に該当しない場合		37,200円		
(3) 37,200円への減額により被保護者・支援給付の受給者とならない場合		37,200円		
(4) ①市町村民税世帯非課税 ②24,600円への減額により被保護者・支援給付の受給者とならない場合		24,600円	24,600円	24,600円
	市町村民税世帯非課税で合計所得金額(※1)と課税年金収入の合計が年間80万9千円以下の場合(※2)	個人 15,000円	個人 15,000円	個人 15,000円
	市町村民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者	個人 15,000円	個人 15,000円	個人 15,000円
(5) ①生活保護の被保護者 ②中国残留邦人等支援法に基づく支援給付の受給者		個人 15,000円	個人 15,000円	個人 15,000円
	③15,000円への減額により被保護者・支援給付の受給者とならない場合	15,000円	15,000円	15,000円

・境界層該当者((3)及び(4)②及び(5)③に該当する者)については、生活保護主管課等より発行される「境界層該当証明書」を元に判断します。

・これらの所得区分については、サービス利用月の1日時点を捉え、その基準日における世帯及び所得状況で判断します。

※1 年金所得及び土地・建物等の譲渡所得金額に係る特別控除額を差し引いた金額となります。ただし、令和3年8月から年金所得及び土地・建物等の譲渡所得金額に係る特別控除額を差し引いた合計所得金額に給与所得が含まれている場合で、所得金額調整控除に該当するときは、給与所得の金額に所得金額調整控除の額を加えて得た額から10万円を控除します(当該額が0円を下回る場合は0円)。所得金額調整控除に該当しないときは、給与所得の金額から10万円を控除する(当該額が0円を下回る場合は0円)。

※2 令和7年8月以降、老齢基礎年金の支給額の見直しにより所得要件における年金収入等の基準額が、80万円から80万9千円に引き上げられています。